



県 章

滋賀県公報

平成 30 年（2018 年）
1 2 月 1 1 日
第 4 5 0 8 号
火 曜 日

毎週火・金曜 2 回発行

目 次（※印は、県例規集に登載するもの）

○ 規 則	
※だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則（健康福祉政策課）	1
○ 告 示	
保安林の指定施業要件の変更の通知（森林保全課）	1
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定（障害福祉課）	3
都市計画事業の変更の認可（都市計画課）	4
○ 公 告	
国土調査の成果の認証公告（県民活動生活課）	4
大規模小売店舗の新設の届出の公告（中小企業支援課）	4
大規模小売店舗の変更の届出の公告（中小企業支援課）	5

規 則

だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年12月11日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県規則第59号

だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則

だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例施行規則（平成7年滋賀県規則第46号）の一部を次のように改正する。

別表第1建築物の部1の項中「すべて」を「全て」に改め、同部2の項中「第8条第18項」を「第8条第19項」に、「第8条第27項」を「第8条第28項」に、「第115条の45第1項」を「第115条の46第1項」に、「同条第26項」を「同条第28項」に、「すべて」を「全て」に改め、同部3の項から6の項までの規定中「すべて」を「全て」に改め、同部7の項中「郵便局株式会社法」を「日本郵便株式会社法」に、「第2条第2項」を「第2条第4項」に、「すべて」を「全て」に改め、同部8の項から11の項までの規定中「すべて」を「全て」に改め、同部13の項、26の項および27の項ならびに同表道路の部、公園の部および公共交通機関の施設の部中「すべて」を「全て」に改める。

別表第2第1の表24の項中「第112条第14項」を「第112条第13項」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

滋賀県告示第517号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成30年12月11日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 米原市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。

米原市(次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は、定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度ならびに植栽の方法、期間および樹種 次のとおりとする。

(「次の図」および「次のとおり」は、省略し、その図面および関係書類を滋賀県琵琶湖環境部森林保全課および米原市役所に備え置いて縦覧に供する。)

滋賀県告示第518号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第29条の規定により、次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成30年12月11日

滋賀県知事 三日月 大 造

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 米原市(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度ならびに植栽の方法、期間および樹種 次のとおりとする。

(「次の図」および「次のとおり」は、省略し、その図面および関係書類を滋賀県琵琶湖環境部森林保全課および米原市役所に備え置いて縦覧に供する。)

滋賀県告示第519号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第29条の規定により、次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成30年12月11日

滋賀県知事 三日月 大 造

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 長浜市(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」および「次のとおり」は、省略し、その図面および関係書類を滋賀県琵琶湖環境部森林保全課および長浜市役所に備え置いて縦覧に供する。)

滋賀県告示第520号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第29条の規定により、次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成30年12月11日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 長浜市(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(「次の図」および「次のとおり」は、省略し、その図面および関係書類を滋賀県琵琶湖環境部森林保全課および長浜市役所に備え置いて縦覧に供する。)

滋賀県告示第521号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の指定自立支援医療機関として、次のものを指定した。

平成30年12月11日

滋賀県知事 三日月 大造

更生医療機関および育成医療機関

自立支援医療の種類	名称	所在地	医療の種類	医師等の氏名	指定年月日
更生医療・育成医療	草津ハート薬局	草津市西大路町4-33シャルムシャトレ103号	薬局	永井裕絵	平成30.10.1
更生医療・育成医療	甲賀薬局こびらい店	栗東市小平井3-2-24	薬局	深野木美佳	平成30.10.1
更生医療・育成医療	甲賀薬局泉店	甲賀市水口町北泉1-127	薬局	西出京祐	平成30.10.1
更生医療・育成医療	甲賀薬局貴生川店	甲賀市水口町虫生野996-30	薬局	増井万里子	平成30.10.1
更生医療・育成医療	甲賀薬局名坂店	甲賀市水口町名坂90	薬局	中本貴士	平成30.10.1
更生医療・育成医療	甲賀薬局伴谷店	甲賀市水口町伴中山3813-3	薬局	後藤友里	平成30.10.1
更生医療・育成医療	甲賀薬局水口店	甲賀市水口町松尾744-126	薬局	渡邊真樹	平成30.10.1
更生医療・育成医療	甲賀薬局	湖南市梅影町3-15	薬局	中野貴之	平成30.10.1
更生医療・育成医療	甲賀薬局柑子袋店	湖南市柑子袋608-4	薬局	樋口千壽子	平成30.10.1
更生医療・育成医療	甲賀薬局甲西中央店	湖南市針252-1	薬局	山本博和	平成30.10.1
更生医療・育成医療	蒲生ハート薬局	東近江市桜川西340-379	薬局	岡景子	平成30.10.1
更生医療・育成医療	彦根ハート薬局	彦根市開出今町1733-5-101	薬局	上田正人	平成30.10.1
更生医療・育成医療	スギ薬局守山東店	守山市勝部五丁目7番18号	薬局	井上裕子	平成30.11.1
育成医療	ウエルシア薬局野洲小篠原店	野洲市小篠原1611-1	薬局	高山理沙	平成30.11.1

更生医療・ 育成医療	ケアステーション 訪問看護事業所	近江八幡市鷹飼町457-23-201	訪問看護	-	平成30.11.1
---------------	---------------------	--------------------	------	---	-----------

滋賀県告示第522号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定に基づき、平成24年滋賀県告示第331号で認可した彦根長浜都市計画道路事業の事業計画の変更を平成30年12月11日に認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成30年12月11日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 施行者の名称 彦根市
- 2 都市計画事業の種類および名称 彦根長浜都市計画道路事業 都市計画道路3・4・24号稲枝停車場線、3・5・113号稲枝西口停車場線および8・7・101号稲枝駅東西線
- 3 事業施行期間 平成24年6月8日から平成33年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 取用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 変更なし

公 告**国土調査の成果の認証公告**

米原市宇賀野の一部における国土調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定に基づき国土調査の成果として認証したので、同条第4項の規定に基づき次のとおり公告する。

平成30年12月11日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 調査を行った者の名称 米原市
- 2 調査を行った時期 平成27年4月から平成30年3月まで
- 3 成果の名称 宇賀野の一部の地籍図および地籍簿
- 4 調査を行った地域 米原市宇賀野の一部
- 5 認証年月日 平成30年12月3日

大規模小売店舗の新設の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗を新設する旨の届出があったので公告する。

平成30年12月11日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 (仮称)ドラッグコスモス甲南野田店 甲賀市甲南町野田字塚本495
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあつては、代表者の氏名 株式会社コスモス薬品 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号第一福岡ビルS館4階 代表取締役 宇野正晃
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあつては、代表者の氏名 株式会社コスモス薬品 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号第一福岡ビルS館4階 代表取締役 宇野正晃
- 4 大規模小売店舗の新設をする日 平成31年7月23日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 1,519平方メートル
- 6 駐車場の収容台数 61台
- 7 駐輪場の収容台数 21台
- 8 荷さばき施設の面積 93平方メートル
- 9 廃棄物等の保管施設の容量 13.5立方メートル
- 10 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻 9時から22時まで
- 11 来客が駐車場を利用することができる時間帯 8時45分から22時15分まで
- 12 駐車場の自動車の出入口の数 2か所

- 13 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 6時から22時まで
- 14 届出年月日 平成30年11月22日
- 15 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
- (1) 縦覧場所
滋賀県県民生活部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号
滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号
甲賀市産業経済部商工労政課 甲賀市水口町水口6053番地
- (2) 縦覧期間 平成30年12月11日から平成31年4月11日まで
- 16 意見書の提出期限および提出先
- (1) 提出期限 平成31年4月11日
- (2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更をした旨の届出があったので公告する。

平成30年12月11日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 平和堂信楽店 甲賀市信楽町大字長野字平谷623番地3
- 2 変更した事項
- (1) 変更前
- ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社平和堂 彦根市小泉町31番地 代表取締役 夏原平和
- イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社平和堂 彦根市小泉町31番地 代表取締役 夏原平和 ほか10者
- (2) 変更後
- ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社平和堂 彦根市西今町1番地 代表取締役 平松正嗣
- イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社平和堂 彦根市西今町1番地 代表取締役 平松正嗣 ほか4者
- 3 変更年月日 アについては住所変更は平成29年2月13日、代表者変更は平成29年5月18日
イについては平成29年5月18日
- 4 変更の理由 アについては本店移転および代表者変更のため、イについては店舗入替えのため
- 5 届出年月日 平成30年11月21日
- 6 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
- (1) 縦覧場所
滋賀県県民生活部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号
滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号
甲賀市産業経済部商工労政課 甲賀市水口町水口6053番地
- (2) 縦覧期間 平成30年12月11日から平成31年4月11日まで
- 7 意見書の提出期限および提出先
- (1) 提出期限 平成31年4月11日
- (2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更をした旨の届出があったので公告する。

平成30年12月11日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 フレンドマート八幡鷹飼店 近江八幡市鷹飼町452番地3
- 2 変更した事項

(1) 変更前

ア 大規模小売店舗の名称および所在地 (仮称) フレンドマート近江八幡店 近江八幡市鷹飼町452番1他

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社平和堂 彦根市西今町1番地 代表取締役 平松正嗣 ほか未定

(2) 変更後

ア 大規模小売店舗の名称および所在地 フレンドマート八幡鷹飼店 近江八幡市鷹飼町452番地3

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社平和堂 彦根市西今町1番地 代表取締役 平松正嗣

3 変更年月日 平成30年11月19日

4 変更の理由 名称および所在地ならびに小売業者が確定したため

5 届出年月日 平成30年11月21日

6 届出書類の縦覧場所および縦覧期間

(1) 縦覧場所

滋賀県県民生活部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号

滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号

近江八幡市産業経済部商工労政課 近江八幡市桜宮町236番地

(2) 縦覧期間 平成30年12月11日から平成31年4月11日まで

7 意見書の提出期限および提出先

(1) 提出期限 平成31年4月11日

(2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号